

無機マテリアル学会倫理規定

(倫理綱領)

無機マテリアル学会は、広く無機質材料の科学と技術の利用と向上をはかり、学術と産業の振興および豊かな環境と社会の発展に貢献することを使命とする。会員は、社会の負託に応える大きな責務を有する専門家として、自らの行動が社会へ及ぼす影響の大きさと責任を認識し、本倫理綱領・行動規範、本学会定款、学会誌論文投稿規定及び学術講演会規定を遵守する。

(行動規範)

1. 会員は、自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人々の生活、社会の安全、豊かな地域環境と地球環境の保全に貢献する。
2. 会員は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、常に正直に、誠実に判断し、行動する。また、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す努力を惜しまない。
3. 会員は、自らの専門知識・研究能力・技術の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように努力する。
4. 会員は、自ら携わる研究の意義・成果を中立性・客観性をもって積極的に公表し、かつ人間、社会、環境に及ぼし得る影響を評価する。
5. 会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
6. 会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を、受託においては契約条項を遵守する。
7. 会員は、他者の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重すると共に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。
8. 会員は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応する。
9. 会員は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、他者あるいは組織との間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(補則)

10. 会員の行為が本規定に違反するのではないかと申し立てがあった場合、当該申し立てを会長宛の文書として受け付け、必要に応じて理事会に倫理特別調査委員会を設け、対応を検討するものとする。

(付則)

- 1) この規定は、2008年3月26日から施行する。